



付属資料



岩 政 第 518 号
令和 2 年 1 月 28 日

岩泉町総合開発審議会
会長 八重樫 義一郎 様

岩泉町長 中 居 健 一

岩泉町未来づくりプランの策定について（諮問）

次期総合計画となる岩泉町未来づくりプラン案を別添のとおり策定しましたので、この計画書に対する貴審議会の意見を求めます。



令和2年2月4日

岩泉町長 中 居 健 一 様

岩泉町総合開発審議会
会長 八重樫 義一郎

岩泉町未来づくりプランの策定について（答申）

令和2年1月28日付け岩政第518号をもって当審議会に対し、意見を求められた岩泉町未来づくりプランについて、慎重審議の結果、原案を可とする旨、答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議の過程で出された意見等について十分尊重のうえ、積極的な施策の展開を図られるよう要望します。

○岩泉町総合開発審議会条例

昭和49年3月14日

条例第18号

改正 昭和50年12月25日条例第23号

昭和58年3月19日条例第5号

昭和60年10月29日条例第14号

平成2年3月5日条例第1号

平成5年3月8日条例第1号

平成8年9月20日条例第14号

平成12年3月8日条例第7号

平成13年7月5日条例第14号

平成16年12月15日条例第28号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岩泉町総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、岩泉町の総合開発に関し、必要な調査及び審議を行なう。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織し、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門調査員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。

3 専門調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年12月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年3月19日条例第5号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年10月29日条例第14号）抄

1 この条例は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（平成2年3月5日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月8日条例第1号）抄

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月20日条例第14号）

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月8日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月5日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月15日条例第28号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

岩泉町総合開発審議会委員名簿

任期：平成30年8月1日～令和2年7月31日

区分	氏名	備考
学識経験者	◎ 八重樫 義一郎	岩泉商工会長
	○ 竹 花 敏 明	小本地域振興協議会長
	加 藤 正 明	岩泉町森林組合筆頭理事
	竹 花 弘 一	小本浜漁業協同組合筆頭理事
	畑 中 新 吉	新岩手農業協同組合代表理事専務
	八重樫 康	岩泉地域振興協議会副会長
	守 田 敏 正	小川地域振興協議会長
	佐々木 久 任	おおかわむら地域振興協議会長
	合 砂 哲 夫	安家地域振興協議会長
	佐々木 精 一	有芸地域振興協議会長
	八重樫 みき子	(岩泉地区)
	佐 藤 伸 江	(大川地区)
	前 川 真奈美	(有芸地区)
関係行政機関	佐々木 雅 章	岩泉土木センター所長
	砂子田 博	岩泉林務出張所長

◎ 会長 ○ 副会長

新しい岩泉町総合計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 新しい岩泉町総合計画（以下「計画」という。）を策定するために、庁内組織として、新しい岩泉町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定全般にかかる検討、審議等に関すること。
 - (2) 計画策定にかかる体系、重点戦略等の骨子に関すること。
 - (3) その他計画策定に必要と認められること。
- 2 委員会は、必要があるときは関係職員に対し、資料の提出、又は出席を求め、説明又は報告させることができる。

(組織)

第3条 委員会は、副町長及び教育長のほか庁内組織の課長等の職員の中から町長が選任した職員をもって構成する。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は山崎副町長を、副委員長は末村副町長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から施行し、目的を達成したときに廃止する。

新しい岩泉町総合計画策定委員会委員名簿

No.	職名	所属	氏名
1	委員長	副町長	山崎重信
2	副委員長	副町長	末村祐子
3	委員	教育長	三上潤
4	委員	危機管理監兼危機管理課長	佐々木重光
5	委員	総務課長	應家義政
6	委員	政策推進課長	三浦英二
7	委員	税務出納課長	中川英之
8	委員	町民課長	三上久人
9	委員	保健福祉課長	田鎖英明
10	委員	経済観光交流課長	馬場修
11	委員	農林水産課長	佐々木修二
12	委員	地域整備課長兼復興課長	佐々木真
13	委員	上下水道課長	三上訓一
14	委員	消防防災課長	和山勝富
15	委員	議会事務局長	箱石良彦
16	委員	教育次長	三上義重
17	委員	小川支所長	佐藤哲也
18	委員	大川支所長	畠山幸男
19	委員	小本支所長	佐藤太一
20	委員	安家支所長	菊池孝広
21	委員	有芸支所長	千葉利光

新しい岩泉町総合計画策定幹事会等設置要領

(設置の趣旨)

第1条 新しい岩泉町総合計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、新しい岩泉町総合計画策定委員会へ計画原案を提案するため、新しい岩泉町総合計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）及び新しい岩泉町総合計画策定地域振興部会（以下「地域振興部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画原案の検討及び策定に関すること。
- (2) その他計画原案策定のために必要な事項に関すること。

2 地域振興部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域別振興計画原案の検討及び策定に関すること。
- (2) その他地域別振興計画原案策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、政策推進課長及び庁内組織の総括室長及び地域振興室長をもって構成する。

2 地域振興部会は、政策推進課長、政策推進課総括室長、庁内組織の地域振興室長及び岩泉地域振興協議会事務局長をもって構成する。

(運営)

第4条 幹事会に幹事長を置き、幹事長は政策推進課長をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、掌理する。
- 3 地域振興部会に部会長を置き、部会長は政策推進課長をもって充てる。
- 4 部会長は、地域振興部会を代表し、掌理する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 地域振興部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(庶務)

第6条 幹事会及び地域振興部会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会及び地域振興部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から施行し、目的を達成したときに廃止する。

新しい岩泉町総合計画策定幹事会等名簿

No.	職	所 属	氏 名
1	幹事長 地域振興部会長	政策推進課長	三 浦 英 二
2	幹 事	総務課総括室長兼危機管理課総括室長	三 浦 政 宏
3	幹 事 地域振興部会員	政策推進課総括室長	工 藤 健 二
4	幹 事	税務出納課総括室長	坂 下 宏 行
5	幹 事	町民課総括室長	佐々木 章
6	幹 事	保健福祉課総括室長	中川原 克 彦
7	幹 事	経済観光交流課総括室長	佐々木 剛
8	幹 事	農林水産課総括室長	佐々木 忠 明
9	幹 事	地域整備課総括室長兼復興課総括室長	山 岸 知 成
10	幹 事	上下水道課総括室長	日 吉 理
11	幹 事	消防防災課総括室長	山 下 富 也
12	幹 事	教育委員会事務局総括室長	小野寺 一 徳
13	幹 事 地域振興部会員	小川地域振興室長	佐 藤 哲 也
14	幹 事 地域振興部会員	大川地域振興室長	畠 山 幸 男
15	幹 事 地域振興部会員	小本地域振興室長	佐 藤 太 一
16	幹 事 地域振興部会員	安家地域振興室長	菊 池 孝 広
17	幹 事 地域振興部会員	有芸地域振興室長	千 葉 利 光
18	地域振興部会員	岩泉地域振興協議会事務局長	加 藤 勝 彦

計画策定の経過

H31.4.26	第1回策定委員会
H31.4.26	第1回地域振興部会
R1.6.24	第1回幹事会
R1.6.25～R1.7.31	職員によるプロジェクト提案募集
R1.7.2～R1.7.22	町政懇談会(岩泉地区、小川地区、大川地区、小本地区、安家地区、有芸地区)
R1.7.29	第1回重点戦略検討チーム
R1.8.27	第2回重点戦略検討チーム
R1.10.18	第2回幹事会
R1.10.18	第2回地域振興部会
R1.10.23	町議会全員協議会
R1.11.5	職員によるプロジェクト提案プレゼンテーション
R1.11.7	第1回総合開発審議会
R1.11.18	第1回商工観光審議会
R1.11.18	第1回農政審議会
R1.11.18	第1回林政審議会
R1.12.18	町議会全員協議会
R1.12.23～R2.1.10	パブリックコメント実施
R2.1.23	町議会全員協議会
R2.1.28	第2回総合開発審議会
R2.2.4	第3回総合開発審議会
R2.2.26	町議会定例会(基本構想議決)